

規則別表

別表第1 許可及び適用除外広告物等の共通基準（第7条、第9条関係）

- (1) 景観を著しく遮へいすることがないものであること。
- (2) 個数、形状、意匠及び色彩は周囲の景観と著しく不調和でないものであること。
- (3) 蛍光又は反射を伴う塗料又は材料を使用しないものであること。
- (4) 地色は蛍光色を使用しないものであること。

別表第2 許可の個別基準（第7条関係）

区 分	規 格	表示又は設置の場所又は位置	表示又は設置の方法	許可期間
貼紙	表示面積を1㎡以内とすること。		同一場所に同一種類のものを表示しないこと。	1月以内
貼札				2月以内
立看板	表示面積を4㎡以内とし、高さを3m以下とすること。		倒壊しないように固定すること。	
幕	長さを10m以内とし、幅を1m以内とすること。ただし、建築物又は工作物の壁面に表示するものにあつては、表示面積が同一壁面の100分の8に達するまでこれらを延長することができる。	道路を横断して表示する場合には、幕の最下端の高さを路面から4.5m以上とすること。		
旗	長さを10m以内とし、幅を1m以内とすること。			
アドバルーン	添加する広告物の縦の長さを15m以内とし、横の長さを1.5m以内とすること。	掲揚高度を地上から20m以上50m以下とすること。	危険防止の措置をとること。	1月以内
発 光 装 置 又 は 照 明 装 置	野立広告塔（支柱を地上に定着させ、建植されるもので、表示面が柱状又は塔状のものをいう。）	一 市街地（都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域（同号の第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域を除く。）その他市街化が促進していると知事が認める地区をいう。以下同じ。）に設置するもの並びに条例第6条第5項及び第6項に規定するものを除き、道路から5m以内並びに鉄道等並びに他の野立広告塔及び野立広告板		3年以内
野立広告板（支柱を地上に定着させ、建植されるもので、表示面が板状のものをいう。）	表示面積（両面に表示するものにあつてはその片面の面積、数枚で一個の広告となるものにあつてはその合計面積）を30㎡以内とし、高さを10m以下とすること。ただし、市街地に設置するものにあつては、表示面積を40㎡以内とし、高さを15			

を有するもの	m以下とすることができる。	<p>から100m以内に設置しないこと。</p> <p>二 交通信号機から設置場所までの距離を10m以上とすること。ただし、発光装置又は照明装置により常時その表示内容を変化させることができる広告物（以下「電光表示広告物」という。）以外の広告物にあつては、交通信号機から設置場所までの距離を5m以上とすることができる。</p>	
屋上広告塔（建築物の屋上に建植されるもので、表示面が柱状又は塔状のものをいう。）	<p>1 耐火及び不燃構造の建築物の屋上に設置するものにあつては、高さを当該建築物の高さの3分の2以下とすること。ただし、当該建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合が10分の7以下の場合にあつては、当該建築物の高さを超えない高さとするすることができる。</p> <p>2 木造建築物の屋上に設置するものにあつては、表示面積を1面につき20㎡以内とし、その高さを地上から20m以下とすること。</p>	交通信号機から設置場所までの距離を10m以上とすること。ただし、電光表示広告物以外の広告物にあつては、交通信号機から設置場所までの距離を5m以上とすることができる。	危険防止の措置をとること。
屋上広告板（建築物の屋上に建植されるもので、表示面が板状のものをいう。）	<p>1 耐火及び不燃構造の建築物の屋上に設置するものにあつては、高さを当該建築物の高さの3分の2以下とすること。</p> <p>2 木造建築物の屋上に設置するものにあつては、表示面積を一面につき20㎡以内とし、その高さを地上から10m以下とすること。</p>		
突出広告板（建築物又は工作物の壁面に取り付けられる突出状のものをいう。）	突出幅を、歩道上に突出するものにあつては1.5m以内とし、歩道車道の区別のない道路上に突出するものにあつては1m以内とすること。	<p>1 突出広告板の最下端の高さを、歩道上に突出するものにあつては路面から2.5m以上とし、歩道車道の区別のない道路上に突出するものにあつては路面から4.5m以上とすること。</p> <p>2 交通信号機から設置場所までの距離を10m以上とすること。ただし、電光表示広告物以外の広告物にあつては、</p>	

			交通信号機から設置場所までの距離を5 m以上とすることができる。	
壁面広告板	<p>1 大規模小売店舗（大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗をいう。以下同じ。）以外の建築物又は工作物の壁面に取り付けるものにあつては、表示面積を同一壁面の面積に2分の1を乗じて得た面積（当該得た面積が30㎡を超えるときは、30㎡）以内とすること。</p> <p>2 大規模小売店舗の壁面に取り付けるものにあつては、表示面積を同一壁面の面積に2分の1を乗じて得た面積（当該得た面積が30㎡に店舗面積（大規模小売店舗立地法第2条第1項に規定する店舗面積をいう。）から1,000㎡を減じた面積に100分の3を乗じて得た面積を加えた面積（以下「特例面積」という。）を超えるときは、特例面積）以内とすること。</p>			同一壁面に同一種類のものを表示しないこと。
アーチ	表示面積（両面に表示するものにあつては、その片面の面積）を30㎡以内とし、地上からの高さを10m以下とすること。	<p>1 道路を横断して設置する場合には、横断する部分の最下端の高さを、歩道を横断するものにあつては路面から2.5m以上とし、歩道車道の区別のない道路を横断するものにあつては路面から4.5m以上とすること。</p> <p>2 交通信号機から設置場所までの距離を10m以上とすること。ただし、電光表示広告物以外の広告物にあつては、交通信号機から設置場所までの距離を5 m以上とすることができる。</p>		
その他	野立広告塔（支柱を地上に定着させ、建植されるもので、表示面が柱状又は塔状のものをいう。）	表示面積を一面につき30㎡以内とし、高さを15m以下とすること。	市街地に設置するもの並びに条例第6条第5項及び第6項に規定するものを除き、道路から5 m以内並びに鉄道等並びに他の野立広告塔及び野立広告板から10	3年以内

もの	野立広告板（支柱を地上に定着させ、建植されるもので、表示面が板状のものをいう。）	表示面積（両面に表示するものにあつてはその片面の面積、数枚で一個の広告となるものにあつてはその合計面積）を30㎡以内とし、高さを10m以下とすること。ただし、市街地に設置するものにあつては、表示面積を40㎡以内とし、高さを15m以下とすることができる。	0m以内に設置しないこと。	
	屋上広告塔（建築物の屋上に建植されるもので、表示面が柱状又は塔状のものをいう。）	<ol style="list-style-type: none"> 耐火及び不燃構造の建築物の屋上に設置するものにあつては、高さを当該建築物の高さの3分の2以下とすること。 木造建築物の屋上に設置するものにあつては、表示面積を一面につき20㎡以内とし、その高さを地上から10m以下とすること。 		危険防止の措置をとること。
	屋上広告板（建築物の屋上に建植されるもので、表示面が板状のものをいう。）	<ol style="list-style-type: none"> 耐火及び不燃構造の建築物の屋上に設置するものにあつては、高さを当該建築物の高さの3分の2以下とすること。 木造建築物の屋上に設置するものにあつては、表示面積を一面につき20㎡以内とし、その高さを地上から10m以下とすること。 		
	突出広告板（建築物又は工作物の壁面に取り付けられる突出状のものをいう。）	突出幅を、歩道上に突出するものにあつては1.5m以内とし、歩道車道の区別のない道路上に突出するものにあつては1m以内とすること。	突出する広告板の最下端の高さを、歩道上に突出するものにあつては路面から2.5m以上とし、歩道車道の区別のない道路上に突出するものにあつては路面から4.5m以上とすること。	
	<u>壁面広告板</u>	<ol style="list-style-type: none"> 大規模小売店舗以外の建築物又は工作物の壁面に取り付けるものにあつては、表示面積を同一壁面の面積の2分の1を乗じて得た面積（当該得た面積が30㎡を超えるときは、30㎡）以内とすること。 大規模小売店舗の壁面に取り付けるものにあつては、表示面積を同一壁面 		同一壁面に同一種類のものを表示しないこと。

		の面積の2分の1を乗じて得た面積 (当該得た面積が特例面積を超えるときは、特例面積)以内とすること。	
アーチ	表示面積(両面に表示するものにあつては、その片面の面積)を30㎡以内とし、地上からの高さを10m以下とすること。	道路を横断して設置する場合には、横断する部分の最下端の高さを、歩道を横断するものにあつては路面から2.5m以上とし、歩道車道の区別のない道路を横断するものにあつては路面から4.5m以上とすること。	
袖形看板(電柱その他の柱類に取り付けられる突出状のものをいう。)	縦の長さを1.2m以内とし、横の長さを0.5m以内とすること。	<ol style="list-style-type: none"> 1 袖形看板の最下端の高さを、歩道に突出するものにあつては2.5m以上とし、歩道車道の区別のない路上に突出するものにあつては路面から4.5m以上とすること。 2 一路線に二個以上掲出する場合には、袖形看板の最下端の路面からの高さを同一にすること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 同一の電柱その他の柱類に二個以上掲出しないこと。ただし、巻付看板は、二個掲出することができる。 2 前号ただし書の場合においては、路面から当該巻付看板の最下端までの高さを同一にすること。 3 同一の電柱その他の柱類に掲出することができる広告物の数は、二個までとする。
巻付看板	長さを1.8m以内とすること。	<ol style="list-style-type: none"> 1 巻付看板の最下端の高さを地上から1.5m以上とすること。 2 一路線に二個以上掲出する場合には、最下端の地上からの高さを同一にすること。 	